

別記様式第1号（第12条関係）

受付番号	令和 5年 第 1 号
受付日	令和 5年10月10日
送付日	令和 5年10月10日
答弁受理日	令和 5年11月 1日

文書質問書

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	中川 雅晶
所管部局	都市整備部

【件名及び質問の要旨】

市営住宅における共益費の徴収について

市営住宅において家賃は市が徴収をしていますが、共用部に関する電気費用、清掃費用等については各団地の自治会や管理組合等が共益費として徴収しています。

しかしながら、各団地の入居者の高齢化に伴い、徴収に困難をきたすケースや滞納者に対する回収に苦慮している実情が散見されています。

多くの自治体が共益費を徴収しないとしているのは、公営住宅法第20条の「事業主体は、公営住宅の使用に関し、その入居者から家賃及び敷金を除くほか、権利金その他の金品を徴収し、又はその入居者に不当な業務を課すことができない。」を根拠としている推察されます。しかし、同法の逐条解説によれば、共益費や駐車場など共有施設についての費用を徴収することまで禁止していないと解釈できます。京都府、大阪府、神戸市、京都市、高知市などは条例、規則の整備を行い家賃と併せて徴収しています。

本市においても高齢化の加速が予測される中、各団地の円滑かつ効果的な運営を遂行するため、条例、規則の整備をはかり共益費と家賃を併せて徴収していく必要があると考えます。

そこで、まず本市の各団地における共益費徴収の現状について答弁を求めます。

次に共益費の徴収に関する課題の認識と家賃と共益費を併せて徴収する意向について

答弁を求めます。

何卒よろしくお願い申し上げます。